

税関行政サービス事項手続きガイダンス

(001029004000)

「輸入食品海外生産企業登録」行政サービス事項手続きガイダンス

一、事項名称：輸入食品海外製造企業の登録

二、事項類型：その他行政権力

三、設定根拠：

(一)『中華人民共和国食品安全法』第九十六条

(二)『中華人民共和国食品安全法实施条例』第五十条

(三)『中華人民共和国税関輸入食品海外製造企業登録管理規定』（海関総署令第 280 号）

四、実施機関:海関総署輸出入食品安全局

五、法定手続完了期限：無し

六、承諾手続完了期限：無し

七、結果名称:海関総署公式サイトが一括公表している輸入食品海外製造企業登録リスト(URL：<http://ciferquery.singlewindows.cn>（注）無効なリンクであるため、当省 HP よりご確認ください）。

八、結果サンプル：無し

九、料金体系：徴収無し

十、料金徴収根拠：無し

十一、申請条件：

(一) 所在国(地域)の主管当局の認可を得て設立され、かつその有効な監督管理下にあること。

(二) 有効な食品安全衛生管理及び保護体制を構築し、所在国(地域)において合法的に生産及び輸出し、中国国内へ輸出する食品が中国の関連法律法規及び食品安全国家標準に適合することを保証すること。

(三) 海関総署と所在国(地域)主管当局との取り決めによる関連検査検疫要件に適合すること。

目録に記載される食品の海外製造企業は、所在国(地域)の主管当局の推薦も得なければならない。

十二、申請資料：

(一) 初回登録：

番号	提出資料の名称	部数	紙/ 電子	言語要件	政府推薦 登録	企業登録 申請	備考
1	所在国(地域)主管当局による登録推薦状	1	紙/ 電子	中国語/ 英語	✓		
2	所在国(地域)主管当局が関連企業に対して審査・検査を行った審査報告書又は輸入食品海外製造企業の登録要件及び対照審査要点	1	紙/ 電子	中国語/ 英語	✓		
3	輸入食品海外製造企業登録申請情報	1	紙/ 電子	中国語/ 英語	✓	✓	特別な取り決めがある場合を除き、全て登録システムを通じて記入するため、別途記入して提出する必要はない。
4	企業の身分証明書類	1	紙/ 電子	中国語/ 英語	✓	✓	所在国(地域)の主管当局が発行した営業許可証または証明書等
5	企業が登録規定の要件に適合することを	1	紙/ 電子	中国語/ 英語	✓	✓	特別な取り決めがある場合を除き、全て

	誓約する声明						登録システムを通じて記入するため、別途記入して提出する必要はない。
6	企業の食品安全衛生及び防護体制、生産類型、生産能力等の資料	1	紙/ 電子	中国語/ 英語	✓	✓	必要な場合

(二) 変更：

番号	提出資料の名称	部数	紙/ 電子	言語要件	政府推薦 登録	企業登録 申請	備考
1	輸入食品海外生産企業登録事項変更情報対照表	1	紙/ 電子	中国語/ 英語	✓	✓	特別な取り決めがある場合を除き、全て登録システムを通じて記入するため、別途記入して提出する必要はない。
2	変更情報に関連する証明資料	1	紙/ 電子	中国語/ 英語	✓	✓	

(三) 登録更新：

番号	提出資料の名称	部数	紙/ 電子	言語要件	政府推薦 登録	企業登録 申請	備考
1	所在国(地域)の主管当局が発行した登録要件に継続して適合する旨の声明	1	紙/ 電子	中国語/ 英語	✓		
3	輸入食品海外製造企業登録更新申請情報	1	紙/電子	中国語/ 英語	✓	✓	特別な取り決めがある場合を除き、全て登録システムを通じて記入するため、別途記入して提出する必要はない。

4	登録更新における輸入食品海外製造企業の適合性声明	1	紙/電子	中国語/英語	✓	✓	
---	--------------------------	---	------	--------	---	---	--

(四) 登録抹消：

番号	提出資料の名称	部数	紙/電子	言語要件	政府推薦登録	企業登録申請	備考
1	所在国(地域)主管当局による抹消申請書	1	紙/電子	中国語/英語	✓		特別な取り決めがある場合を除き、全て登録システムを通じて記入するため、別途記入して提出する必要はない。
2	登録を抹消する輸入食品海外製造企業のリスト	1	紙/電子	中国語/英語	✓		特別な取り決めがある場合を除き、全て登録システムを通じて記入するため、別途記入して提出する必要はない。
3	輸入食品海外製造企業登録抹消申請情報	1	紙/電子	中国語/英語	✓	✓	特別な取り決めがある場合を除き、全て登録システムを通じて記入するため、別途記入して提出する必要はない。

十三、手続の流れ：

関連国家(地域)の主管当局と海関総署が申請方法及び申請資料について別途取り決めている場合を除き、輸入食品海外製造企業の登録、変更、更新、抹消の申請は、輸入食品海外製造企業登録管理システム(以下、「登録システム」という)を通じて提出しなければならない。登録システムの操作マニュアルはインターネットアドレス https://www.singlewindow.cn/#/detail?breadNum=bc8&articleId=5768&jump_from=1_05_37_01 にアクセスして確認できる。

(一) 申請

輸入食品海外製造企業の登録申請方法は所在国(地域)の主管当局による推薦

登録と企業自ら申請する登録の2種類に分けられる。

所在国家(地域)の主管当局が推薦登録する海外製造企業は、所在国家(地域)の主管当局が企業に対して審査・検査を行い、登録要件に適合していることを確認した後、海関総署に推薦し申請資料を提出する。

企業が自ら登録を申請する海外製造企業は、自ら又は代理人に委託して海関総署に申請を行い申請資料を提出しなければならない。

(二) 受理

海関総署は受理した申請資料の状況に基づき、受理、修正及び不受理等の関連処理を行い、並びに申請ルートに基づき書面、ファックス、電子メール又は情報システム等の形式により、所在国(地域)の主管当局または輸入食品海外製造企業に受理状況を通知する。

(三) 評価審査

リスク分析及び実務の必要に応じて、海関総署は審査グループを組織し、書面審査、ビデオ審査、現地審査等の形式及びその組み合わせにより、登録申請を行う輸入食品海外製造企業に対して評価審査を実施することができる。

(四) 登録

海関総署は評価審査の状況に基づき、要件に適合する輸入食品海外製造企業を登録し、中国登録番号を付与し、所在国(地域)の主管当局または輸入食品海外製造企業に通知する。要件に適合しない輸入食品の海外製造企業は登録を許可せず、所在国(地域)の主管当局または輸入食品海外製造企業に通知する。

海関総署は申請ルートの違いに応じて、書面、ファックス、電子メールまたは情報システム等の形式により、所在国(地域)の主管当局または輸入食品海外製造企業に通知することができる。

十四、手続き方法：

窓口での手続きまたはオンラインでの手続き

十五、窓口への訪問回数:0 回。

十六、審査基準：

申請資料の記入が完全、真実、正確、有効であるかどうか。

申請資料の内容が海関総署と所在国(地域)の主管当局が取り決めた関連検査
検疫要件、及び中国の関連法律法規と食品安全国家标准等に適合しているか。

十七、手続きエリア：設けない

十八、予約手続き：無し

十九、オンライン決済：無し

二十、速達便：無し

二十一、手続き場所：

(一) 申請資料提出先：北京市建国門内大街 6 号、中華人民共和國税関総署
輸出入食品安全局、郵便番号 100005。

(二) オンライン手続き：輸入食品海外製造企業登録管理システム
<https://cifer.singlewindow.cn>、もしくは中国国際貿易単一窓口
(www.singlewindow.cn)の「全部应用—其他应用」（すべての機能メニュー—そ
の他の機能メニュー）よりアクセスすることができる。

二十二、受付時間：

(一) 企業申請時間：

オンライン手続き：24 時間

外交ルート：法定営業日 8:00-17:00

(二) 海関総署の審査時間:法定営業日 8:00-17:00

二十三、問い合わせ方法:12360 海関サービスホットライン。

二十四、苦情・通報窓口:12360 海関サービスホットライン。